

ガイドラインの主な改正点

1. 貸切バス事業者の選定及び利用について

2. 行程検討の際の留意点

交替運転者の要否

安全な運行を確保するためには、2名乗務・途中交替など交替運転者の配置が必要となる場合があります。上記 ~ までの事項を考慮し、行程における交替運転者の必要性を検討してください。

なお、昼間の運行を例にとると、実車距離(乗車予定地点から降車予定地点までの距離)が原則500kmを超える場合または運転時間が原則9時間を超える場合、交替運転者の配置が必要となります。

4. 貸切バスの調達に係る入札等における留意点

(1) 運賃及び料金

制度概要

貸切バスの運賃及び料金は、道路運送法第9条の2により、乗車時において地方運輸局長等に届け出て実施しているものによらなければなりません。従って、調達予定価格や契約価格は地方運輸局長等へ届け出た運賃及び料金であることが必要であることに注意してください。

貸切バス運賃の計算方法

平成26年4月より、新しい貸切バスの運賃制度が開始されました。

新運賃制度では、運行開始(出庫)から運行終了(帰庫)までの走行距離に、1キロあたりの運賃を乗じたキロ制運賃と、運行開始から運行終了までの時間に点検・点呼等に要する時間(2時間)を加えた時間に、時間あたりの運賃を乗じた時間制運賃とを合計した額が運賃となります。

調達予定価格の積算にあたっては、各地方運輸局長等が公示した運賃をもとに積算してください。

(2) 応札者に対する確認

入札時に応札者に対して以下の書面の提出を求めることで、応札者が届出運賃を元に入札額を積算したか、安定的に事業運営している事業者か等を確認する必要があります。

- ・届出運賃により入札額を積算した旨の確約書
- ・国税及び地方税の納税証明書

(3) 入札等の契約方法

公共機関の契約は、予定価格の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする一般競争入札が基本とされていますが、利用者の生命・身体の安全を確保するため、貸切バスの調達については、企画競争入札や総合評価方式の導入等、安全性等も考慮した選定方法を検討する必要があります。

(4) 落札者に対する確認

落札者に対して以下の書面の提出を求めることで、落札者が届出運賃を元に落札額を積算したかを確認する必要があります。

- ・落札額の積算内訳書